

第3次浜松市 人権施策推進計画

令和7年(2025)度～令和11(2029)年度

計画策定にあたって

人権は、「誰もが幸せに生きていく権利」、「自分が自分らしく生きる権利」で、身近で大切なものです。そして「お互いの違いを認め合い」、「個人として尊重し合う」ことによって守られるものと考えます。

しかしながら、いじめや虐待、ハラスメントなどで「幸せに生きていく権利」が奪われたり、偏見や差別を受けて「自分らしく生きる権利」が侵されたりしています。

私たちの周囲にはまだまだ、様々な人権問題が存在するとともに社会情勢の変化を受けて多様化が進んでいます。

この計画は、浜松市に暮らすすべての人が人権について知り考え、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、多様性を認め合い、人権を尊重し、自分らしく幸せに生きられる社会を願い策定しました。

第3次浜松市人権施策推進計画で目指すもの

多様性を認め合う差別のない社会の実現

政策目標

すべての人が、自分らしく生き暮らしていくためには、一人ひとりの人権をお互いに尊重することが大切であることから、「多様性を認め合う差別のない社会の実現」を目指した取り組みを推進します。

人権尊重意識の定着～互いに認め合い、尊重し合う～

基本姿勢

◇人権尊重意識の定着度50%を目指して事業の推進に取り組みます。

第2次人権施策推進計画において人権尊重意識の定着50%を目指してきましたが、令和5(2023)年の意識調査では31.7%でした。引き続き、人権尊重意識の定着に向けた取り組みが必要と考えます。そのためには、人権に関する正しい知識を身につけることが重要であり、法務局、人権擁護委員、関係団体等と連携して正しい知識の普及・啓発に努めていきます。

また、人権啓発に取り組む企業や関係団体等の活動も多様性を認め合う、差別のない社会の実現に大きく寄与しており、これらの主体とも連携・協力し、必要に応じて意見を求め施策を推進していきます。そして、それぞれの特性を活かし、共に関わることで、人権問題解決のためのインクルーシブ(包摂的)な環境が整えられていきます。

市は、今後も地域の実情に沿った取り組みを継続的に推進しながら、様々な主体との連携を強化することが重要だと考えます。

令和5(2023)年実施の人権に関する意識調査結果より

問1. あなたは、人権を尊重することは重要だと思いますか？	はいの回答	95.2%
問2. あなたは、自分以外の人の人権を尊重することができていると思いますか？	はいの回答	76.3%
問3. 浜松市は、「人権尊重の意識」が生活の中に定着していると思いますか？	はいの回答	31.7%

体系図

施策の方向性・取り組み

政策目標

多様性を認め合う差別のない社会の実現

基本姿勢

人権尊重意識の定着／互いに認め合い、尊重し合う／

重点的な取り組みの方向性

- 1 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育
- 2 学校における人権教育
- 3 地域社会への啓発
- 4 企業における人権啓発
- 5 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等
- 6 人権を身近に感じる啓発活動
- 7 相談・支援の推進

分野別施策の取り組み

- 1 女性をめぐる人権
- 2 こどもをめぐる人権
- 3 高齢者をめぐる人権
- 4 障がいのある人をめぐる人権
- 5 部落差別(同和問題)
- 6 外国人をめぐる人権
- 7 刑を終えて出所した人等をめぐる人権(第2次再犯防止推進計画)
- 8 性的マイノリティをめぐる人権
- 9 インターネット上の人権侵害
- 10 その他の人権問題

この計画と関連するSDGs(持続可能な開発目標)



重点的な取り組みの方向性



1

幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育

方向性

こどもたちの自己肯定感を育み、将来の人格形成につなげるために

- 人権への気づきと芽生えとなるような教育
- 保護者への学習機会を提供

主な取り組み

- 幼・小・中学校の保護者対象の人権講座
- 人権啓発絵本の作成
- 世代間交流事業



5

人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等

方向性

教職員、市職員が正しい知識と理解を深め、人権教育・啓発を推進するために

- 研修会、講座等の実施
- 人権尊重意識の高い人材育成

主な取り組み

- 市職員対象の研修
- 教職員対象の研修
- 人権だよりの発行
- 市町人権教育連絡協議会



2

学校における人権教育

方向性

発達段階に応じて人権尊重の意識を高め、正しい知識を理解していくために

- 学校での人権教育の充実
- 教職員への研修

主な取り組み

- 人権教育の推進
- 人権教室の実施
- 教職員研修



6

人権を身近に感じる啓発活動

方向性

人権を身近に感じ、人権について知ったり考えたりする機会を提供するために

- 気軽に参加できるイベント、講演会
- 多くの市民が参加するイベントでの啓発活動

主な取り組み

- コンサートなどの誰もが気軽に参加できる人権啓発イベントの開催
- 多言語による情報提供
- 人権啓発活動地域ネットワーク事業



3

地域社会への啓発

方向性

お互いに認め合い、尊重し合える社会の実現のために

- 人権について知ったり考えたりする機会の提供
- 正しい知識と理解を深める啓発活動

主な取り組み

- 市民向けの講座
- 人権講演会
- こどもの見守り活動



7

相談・支援の推進

方向性

相談・支援を受けやすくするために

- 人権擁護委員、法務局等とともに人権に関する悩みの相談
- 人権の分野に応じた関係機関での相談・支援
- 相談機関の周知

主な取り組み

- 安心して相談できる相談体制の推進
- ICTを活用した相談事業や情報の提供
- 包括的な支援体制の整備



4

企業における人権啓発

方向性

企業が自らの社会的責任(CSR)として、人権という視点から職場環境の改善に取り組んでいただくために

- 企業における啓発活動
- 企業の取り組みへの支援

主な取り組み

- 企業向け人権講座
- 企業の社会貢献活動相談支援



分野別施策の取り組み

1 女性をめぐる人権

現状と課題

- 性別による役割分担意識の存在
- DV、セクシュアル・ハラスメント など

取り組みの方向性

- ジェンダーギャップの解消に向けた教育・啓発
- 女性への暴力を見逃さない地域づくり
- 安心して相談できる環境整備 など



2 こどもをめぐる人権

現状と課題

- 児童虐待、いじめ
- こどもの貧困・ヤングケアラー など

取り組みの方向性

- こどもの人権が尊重される教育・啓発
- こどもに関わる相談事業の充実及び関係機関の連携強化
- 地域のこどもを守る活動支援 など



3 高齢者をめぐる人権

現状と課題

- 高齢者への虐待
- 高齢者への詐欺や悪質商法被害 など

取り組みの方向性

- 高齢者の人権が尊重される教育・啓発
- 高齢者が自立して生活できる環境づくり
- 高齢者への相談・支援 など



4 障がいのある人をめぐる人権

現状と課題

- 障がいのある人への配慮の不足
- 障がいのある人の高齢化
- 発達に課題のあるこどもの顕在化 など

取り組みの方向性

- 障がいのある人の人権が尊重される教育・啓発による「心のバリアフリー」の推進
- 社会参加促進のための就労支援
- 障がいのある人やその家族への相談・支援 など



5 部落差別(同和問題)

現状と課題

- 正しい知識と理解の不足
- 結婚や就職の際の心理的差別の存在 など

取り組みの方向性

- 正しい知識と理解を深めるための教育・啓発
- 周辺住民との交流事業の継続 など



6 外国人をめぐる人権

現状と課題

- 多国籍化及び外国人材の受入れ拡大
- 文化や生活習慣の違い
- 相互理解及び交流のさらなる促進 など

取り組みの方向性

- 多様な文化への理解・尊重のための教育・啓発
- 外国人市民への多言語による情報提供・相談・支援 など



7 刑を終えて出所した人等をめぐる人権(第2次再犯防止推進計画)

現状と課題

- 再犯者に占める福祉的支援を必要とする人の割合の増加
- 刑を終えて出所した人等への偏見 など

取り組みの方向性

- 犯罪や非行をした人への就労支援
- 保健、福祉サービスの提供支援
- 関心を深めるための啓発活動
- 活動しやすい環境づくり など



8 性的マイノリティをめぐる人権

現状と課題

- 正しい知識と理解の不足
- 周囲からの偏見や差別、生きづらさ など

取り組みの方向性

- アウティング(第三者への暴露)の防止等を含めた正しい知識と理解を深めるための啓発活動
- 生きづらさを解消するための取り組み など



9 インターネット上の人権侵害

現状と課題

- SNS等の利用に伴う差別表現やネットいじめ、個人情報の流出
- 正しい情報モラルへの理解不足 など

取り組みの方向性

- 情報モラルとICTリテラシーの向上のための啓発
- 誹謗中傷・人権侵害の解消に向けた取り組み など



10 その他の人権問題

現状と課題

- 感染症患者等への偏見や差別
- 犯罪被害者等に関する人権問題
- ホームレスへの嫌がらせや暴力
- 地震や大雨などの災害時における偏見や人権侵害 など

取り組みの方向性

- 正しい知識と理解を深めるための教育・啓発
- 犯罪被害者等、ホームレスに関する支援 など



浜松市 健康福祉部 福祉総務課人権啓発センター

〒430-0916 浜松市中央区早馬町2番地の1

TEL:053-457-2031 FAX:053-450-7702

URL <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>